

令和6年3月15日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

石川県農業法人協会  
会長 井村 辰二郎  
公益社団法人日本農業法人協会  
会長 齋藤 一志

### 令和6年能登半島地震に関する要望（再要望）

本年1月1日に石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震により、多数の死傷者が出るとともに、広範囲に及ぶ家屋等の倒壊や道路の寸断、ライフラインの損傷など未曾有の被害が生じました。

農畜産業においても、農地及び機械・施設等についても現時点では正確な被害程度が把握できないものの甚大な被害が予測されており、市町村・県・国、関係機関・団体等においても対策に全力を挙げていただいているところです。

また、能登地方では、地震前から農業者の著しい高齢化による離農や、それに伴う耕作放棄地の増加といった課題を抱えており、今回の地震により、それらに拍車が掛かることが懸念されています。

このような状況の中、被災した農業法人を含む農業者が一日も早く生活の再建と「生業」を再開し、経営の安定が図られるよう、国においては、農業を担う人材を念頭におき、スマート農業の積極的導入などの将来を見据えて、下記対策を緊急に講じられるよう要望いたします。

### 記

#### 1 生産の継続・再開に向けて

- (1) 農地やため池、水利施設、農道、河川堤防等の営農のためのインフラの早期復旧・強靱化
- (2) 農業用施設等の耐震化など強靱化にかかる費用への支援
- (3) 営農継続に不可欠な種子、苗、肥料、飼料、燃料の円滑な供給とその費用への支援の拡充
- (4) 水田での新品目の作付け等の取組が不利益にならないような支援制度の創設
- (5) 機械や施設等の被害により作業委託を行わざるをえない農業者への支援の拡充
- (6) 自主施工による農地修繕に係る費用（人件費、資材費、作業機械の借上げ等）への支援の拡充

#### 2 経営の継続と安定化に向けて

- (1) 日本政策金融公庫などの既存貸付に係る償還期限の十分な延長等償還条件の緩和
- (2) 営農インフラの被災によるコスト増嵩や生産減・品質低下等による影響軽減への支援
- (3) 円滑な出荷・販売を行うための道路等の物流インフラの早期復旧とコスト（保管費、運搬費、燃料費等）増嵩への支援
- (4) 直接の被害や風評により販路（宿泊施設、飲食店、酒蔵等）を失った農業者の販路開拓への支援
- (5) 被災した従業員が継続して勤務できるよう、従業員とその家族が生活できる環境づくりへの支援
- (6) 農業を支える地域活動で懸念される人材不足に対応する支援制度の創設
- (7) 生活インフラ等への被災した農業者の積極的な活用による収入確保の支援

#### 3 その他

- (1) 補助事業の活用に係る各種申請書類の簡略化と事業の早期採択・早期実施
- (2) 講じられる補助事業における国の補助率引き上げ
- (3) 災害の実態に応じて法人税、所得税の減免及び徴収猶予の措置

以上